

意見公募手続結果概要

(様式2)

平成30年11月12日

担当部課 健康福祉部保健センター

【案件名： 四條畷市受動喫煙の防止に関する条例(原案)】

平成30年8月15日～9月14日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

①提出意見の件数

合計 24名 (提出者の人数)

延べ 68件 (意見を内容別に集計しています。)

②意見の内容別

- ・条例制定への賛成 2件(条例の理念に賛成)
- ・条例制定への反対 6件(主な意見:健康増進法を超える条例制定に反対)
- ・条例への意見 3件(主な意見:たばこ税収の減少)
- ・条例(原案)の条項への賛成 3件(主な意見:加熱式たばこへの規制に賛成)
- ・条例(原案)の条項への反対 25件(主な意見:市内の路上喫煙全面禁止に反対)
- ・条例(原案)の条項への意見 29件(主な意見:分煙施設を敷地内全面禁煙)

③提出意見に対する市の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
別添のとおり	別添のとおり

④意見を受けて修正した条例(案)の主な内容

意見公募でお示した受動喫煙防止条例(原案)においては、市内全域での路上喫煙を禁止し、喫煙した場合は罰則を科すとしていました。

いただいたご意見について、路上における歩行者の通行量に関わらず、違反者に一律に罰則を科す公平性を検討した結果、市内の東西地域において、特に歩行者の通行量が多い箇所は、路上喫煙重点禁止区域を設けて、当該区域内での違反行為について罰則を科すことに改めます。

修正項目	原案	修正後
路上喫煙の罰則区域	路上喫煙(市域全面)	路上喫煙重点禁止区域